（その１）

収　支　報　告　書

平成　２８　年分
（平成　年　月　日開催分）

政治団体の区分
☐ 政党
☑ 政党の支部
☐ 政治資金団体
☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
☐ その他の政治団体
☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分
☐ ２以上の都道府県の区域等
☑ 同一の都道府県の区域内

1　政治団体の名称（ふりがな）　みんしんとうながさきけんだいにくそうしぶ
民進党長崎県第2区総支部

2　主たる事務所の所在地　〒８５９　－０４０２
長崎県諫早市多良見町囲４５２－３

3　代表者の氏名　高木　義明

4　会計責任者の氏名　山口　初實

事務担当者の氏名　数山　泉

電話番号　0957-43-2800

受付
第　号
29.2.15
長崎県選挙管理委員会

資金管理団体の指定の有無
☐ 有　☑ 無
公職の種類　（現・候）
資金管理団体の届出をした

資金管理団体の指定の期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

国会議員関係政治団体の区分
☑ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　高木　義明
公職の種類　衆議院議員　（現）・候）

（※）国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成　年　月　日　から
平成　年　月　日　まで

全国団体用

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

収　入　総　額	*721,179*
（前年からの繰越額）	*326,142*
（本年の収入額）	*395,037*
支　出　総　額	*60,592*
翌年への繰越額	*660,587*

２　収入項目別金額の内訳

(1)　個人の負担する党費又は会費	
金　　額	*360,000*
員　　数（党費又は会費を納入した人の数）	322人

(2)　寄　附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金　　額	備　　考
(ア) 個人からの寄附		
（うち特定寄附）		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	*0*	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		
イ　政党匿名寄附		
合　計　（ア　＋　イ）	*0*	

（その３）

（３）機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類	金額	備考
定期大会お祝い金	35,000	H28.4.1
この頁の小計	35,000	
合計	35,000	

(注)すべての事業収入を記載して下さい。
同一の事業収入は一行に計上して下さい。

（その６）

（６）その他の収入		
摘　　要	金　　額	備　　考
この頁の小計	0	
１件10万円未満のもの	37	
合　　計	37	

（注）１件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して記載して下さい。

(その13)

3　支出項目別金額の内訳

（1）支　出　の　総　括　表

項　　目	金　　額	備　　考
1　経　常　経　費		
(1)　人　件　費	*0*	
(2)　光　熱　水　費	*0*	
(3)　備品・消耗品費	*0*	
(4)　事　務　所　費	*32,992*	
小　　計	*32,992*	
2　政　治　活　動　費		
(1)　組　織　活　動　費	*0*	
(2)　選　挙　関　係　費	*0*	
(3)　機関紙誌の発行その他の事業費	*27,600*	ア～エの計
ア　機関紙誌の発行事業費	*0*	
イ　宣　伝　事　業　費	*27,600*	
ウ　政治資金パーティー開催事業費	*0*	
エ　そ　の　他　の　事　業　費	*0*	
(4)　調　査　研　究　費	*0*	
(5)　寄　附　・　交　付　金	*0*	
(6)　そ　の　他　の　経　費	*0*	
小　　計	*27,600*	
合　　計	*60,592*	

全国団体用

（その14）

（２）経常経費（人件費を除く。）の内訳		項目別区分	事務所費　（事務管理費）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
監査料	32,400	H28.4.19	有浦勲税理士事務所	長崎県諫早市平山町286-11	
この頁の小計	32,400				
その他の支出	592				
合計	32,992				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

（その15）

（３）政治活動費の内訳		項目別区分	宣伝事業費　（　宣伝広告費　）		
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名（又は名称）	支出を受けた者の住所（又は所在地）	備考
プレス民進購入費	13,500	H28.7.25	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
プレス民進購入費	14,100	H28.11.30	民進党民進プレス編集部	東京都千代田区永田町1-11-1	
この頁の小計	27,600				
その他の支出	0				
合　計	27,600				

（注１）５万円以上（国会議員関係政治団体は１万円超）の支出はすべて個別に記載し、５万円未満（同１万円以下）の支出は「その他の支出」に一括して記載して下さい。

（注２）「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（　）の中の項目ごとの、最後の頁に記載して下さい。

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）若しくは貯金（普通貯金を除く。）又は郵便貯金（通常郵便貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※有無について☑して下さい。　　（注）□が有の場合は「項目別区分」ごとに（その18）が必要です。

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

~~2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）~~

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成29年2月14日

政治団体の名称　民進党長崎県第2区総支部

会計責任者の氏名　山口初實　㊞

代表者の氏名　㊞
（解散時のみ）

（注）政治団体の解散に伴う収支報告書（解散届の解散日の年のみ）には、会計責任者の記名・押印（又は署名）のほか、代表者の記名・押印（又は署名）が必要です。

政治資金監査報告書

平成29年2月10日

民進党長崎県第２区総支部
代表　高木　義明　殿

登録政治資金監査人　有村勲
登　録　番　号　第２区０１２　号
研修終了年月日　平成21年7月10日

1　監査の概要

（1）　私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、民進党長崎県第２区総支部の平成 28 年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（2）　この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（3）　私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（4）　この政治資金監査は、民進党長崎県第２区総支部の主たる事務所（長崎県諫早市多良見町囲 452-3）において行った。

2　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（1）　法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、及び領収書等が保存されていた。

なお、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書を必要とする支出はなく、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書等に係る支出目的書は存在しなかった。

（２） 法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３） 法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等に基づいて支出の状況が表示されていた。

（４） 法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

民進党長崎県第２区総支部と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、民進党長崎県第２区総支部と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上